

看護補助者（夜勤帯）派遣業務委託 仕様書

1. 派遣労働者の就業場所

名張市立病院（三重県名張市百合が丘西 1 番町 178 番地）

2. 派遣期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3. 派遣労働者の業務内容、派遣人数、就業時間及び稼働日

病棟看護補助業務

夜勤専従（病棟）

【業務内容】夜勤帯における看護師の補助業務（患者の身の回りのお世話や搬送、検査・診療等に係る物品の準備や整理等）

【派遣人数】6 人

【就業時間】月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律昭和 23 年法律第 178 号に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。シフトによる変動の可能性もあり。）の 2～3 回程度の 16：30～翌 9：00（休憩 60 分、基本労働時間 15.5 時間）

※派遣先責任者は、派遣元事業者と派遣労働者との間の労働契約に定める範囲内において、時間外労働を命じることがある。

※休憩 60 分については、22：00～翌 1：30 の間に取得すること。

【稼働日】 10 日／月（※月により変動あり）

4. 派遣労働者の条件

- ①直近 3 年間で医療機関において、看護助手業務の経験が 1 年以上有すること。
- ②協調性やコミュニケーション能力に優れ、適切な接遇能力があること。
- ③医療安全・感染予防の基礎知識があること。
- ④責任感・協調性があること。
- ⑤心身ともに健康なこと。（過去 1 年以内に実施した健康診断の結果に異状がないこと。）

5. 派遣料金の算出、支払い

(1) 契約金額は、派遣労働者 1 人 1 時間当たりの派遣料金の単価（以下「通常料金」という。）を見積り、その見積り額に人数、派遣時間数、稼働日（月により変動があるが、見積りの際には上記 3 の稼働日とする）及び業務期間を乗じて得た金額をそれぞれ見積るものとする。（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）

上記業務の派遣労働者 1 人分に要する 1 時間当たりの単価（税抜き）をもって契約金額とする。

(2) 派遣料金は、月額で支払うものとし、1 時間当たりの単価に当該月の派遣労働者の就業時間に乗じて得た額とする。この場合において、就業時間に 1 時間未満の端数が生じたと

きは、当該1時間に満たない就業時間を15分単位で整理して得た時間に対し、通常料金の60分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(3) 次に掲げる就業時間（以下「超過時間」という。がある場合、5（2）にかかわらず、派遣労働者1人の就業時間1時間当たりの単価は、通常料金にそれぞれ次の区分に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

① 1日の就業時間数が8時間を超える場合 100分の125

② 休日勤務の場合 100分の135

③ 深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務した場合は、①の「100分の125」は「100分の150」、②の「100分の135」は「100分の160」とする。

④ 超過時間が1月について60時間を超える場合、その60時間を超える部分については、①の「100分の125」とあるのは「100分の150」、②の「100分の135」とあるのは「100分の150」、③の「100分の150」及び「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

(4) 交通費については、別途、職員の通勤手当に関する規則（昭和33年規則第8号）に基づき算出した金額と同額を支給する。なお、派遣元事業者は算出根拠となる派遣労働者の通勤方法及び通勤距離が分かる届出書等の写しを市に提出すること。

6. 適正な労務管理

派遣元事業者は、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行うとともに、市の指揮命令等に従って職場の秩序、規律を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を定期的に教育、指導するものとする。

7. 守秘義務の遵守

派遣元事業者及び派遣労働者は、業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩してはならない。派遣期間終了後も同様とする。

また、派遣元事業者は、派遣労働者（その職を退いた後も含む。）が、業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩しないよう、派遣労働者に対し周知及び遵守状況の監督その他必要な監督を行うこととする。

8. 代替人員の確保

派遣労働者が、休暇や病気などの理由により業務に従事できない場合は、市の求めに応じて、派遣元事業者が責任を持って代替人員を確保すること。

9. 派遣労働者の交代

派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合又は業務処理の能率が著しく低く目的を達し得ない場合、市は派遣元事業者にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。

また、派遣元事業者は、派遣元事業者の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則とし

て交代する日の 30 日前までに市に連絡するとともに、後任派遣労働者に十分な事務引継ぎを行い、以後の業務に支障がないよう必要な措置を講ずるものとする。なお、事務引継ぎに要する経費は派遣元事業者が負担するものとする。

10. 派遣の解除

派遣労働者に次の事項に該当する行為があったときは、市は契約を解除できるものとする。なお、この場合、市は損害賠償の責を負わないものとする。

- (1) 不正な行為があったとき
- (2) 正当な理由なく業務が著しく遅延し、又は業務に着手しないとき
- (3) 正当な理由なく市の指示に従わないとき
- (4) 業務に対する状況が著しく誠意を欠くと認められるとき

11. 業務の引継ぎ

事務引継ぎの方法及び内容については、別途協議するものとするが、事務引継ぎに要する経費は派遣元事業者が負担するものとする。

12. その他

- (1) 派遣労働者が自動車通勤を行う場合は、名張市立病院職員用駐車場を使用することができる。
- (2) 派遣元事業者は派遣労働者が就業に当たる初日までに、派遣労働者の経歴書（派遣元事業者所定の様式）を市に提出することとする。
- (3) 本仕様書に記載の無い事項又は疑義が生じた事項については、派遣先及び派遣元が双方協議のうえ、決定することとする。